

1 計画策定の趣旨

今日では、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴って、家庭や地域の中の連帯感や支えあいの力が弱くなってきているところも見受けられます。

社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。

本市では、地域の課題を解決するため、自治会や町内会を中心に様々な団体が参加する地域コミュニティ協議会と連携し、見守り活動や要援護者の掘り起しなど、地域における支えあいがこれまで以上に求められている状況にあります。

また、今後の超高齢社会にあって、単身高齢者や認知症高齢者が増加する一方で、市民アンケートによれば在宅医療・在宅介護を希望する方が6割を超えていることを踏まえると、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

新潟市と新潟市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように平成21年3月、行政区ごとに地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成21年度から26年度）を策定し、地域住民を主体に地域福祉の推進に取り組んできました。この度、社会状況の変化や社会福祉制度の改正などの変化に対応するため、計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

- 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。
- <社会福祉法第107条で計画に盛りこむべきと規定されている事項>
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※中央区では、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を送るためには、健康であることも大切なことから「地域福祉計画」を「地域健康福祉計画」の名称としています。

地域福祉とは

社会福祉法第4条で、地域福祉推進の主体と目的について示されています。地域福祉の推進に努めなければならない主体は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者」の三者を定めているほか、その目的は「地域住民が地域の構成員として社会に参画し、住み慣れた地域の中で、いきいきとした生活を送れる社会の実現を目指すもの」と考えられます。その実現のためには私たちが「自助」・「共助」・「公助」の3つの「助」を理解して、実践に取り組んでいくことが大切です。

- 【自助】・・・住民ひとりひとりがいきいきとした生活を送れるよう努力すること
- 【共助】・・・住民同士で豊かな地域づくりや生活の支えあいに協力していくこと
- 【公助】・・・法律や制度に基づき、行政機関が課題の解決を図っていくこと

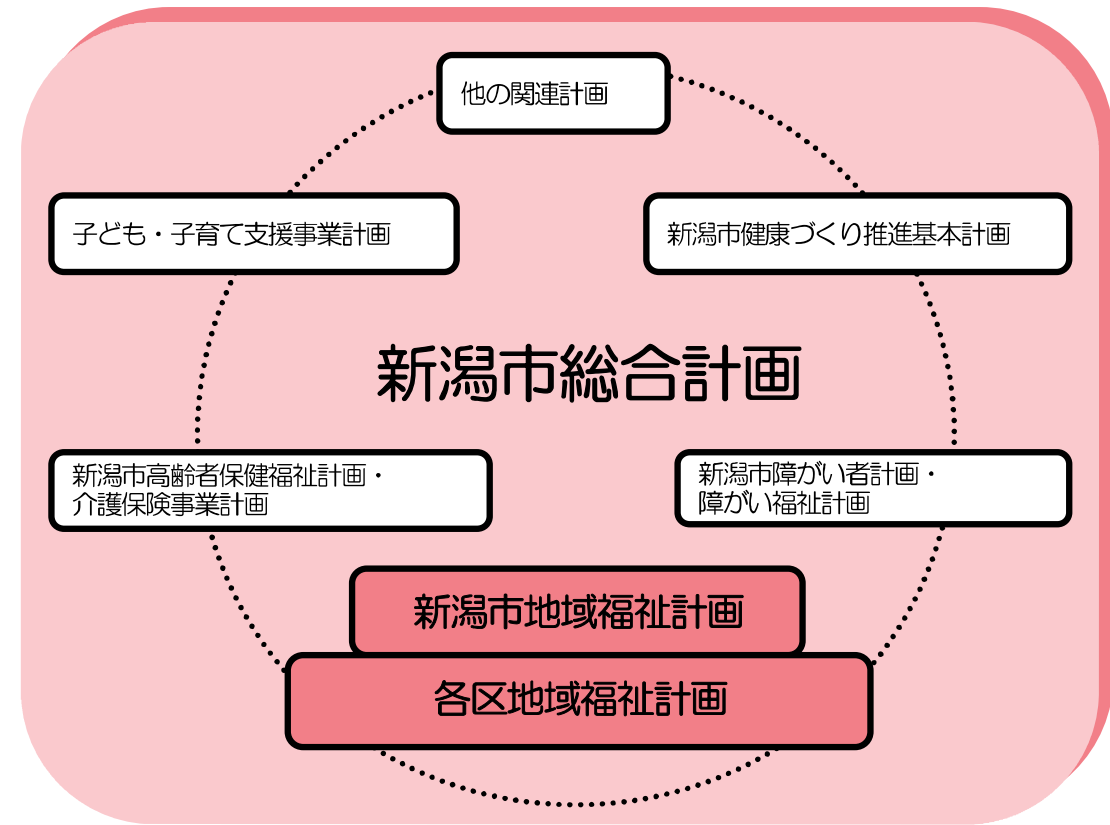
(2) 他計画との関係

本市の各分野における計画や施策、事業は新潟市総合計画の下に進められます。

地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものですが、高齢者、障がい者、子ども等の主に福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示します。

また、地域福祉計画においては、対象者ごとに捉えた福祉分野及びそれに関連する計画や施策を「地域」という視点から横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進する役割を果たします。

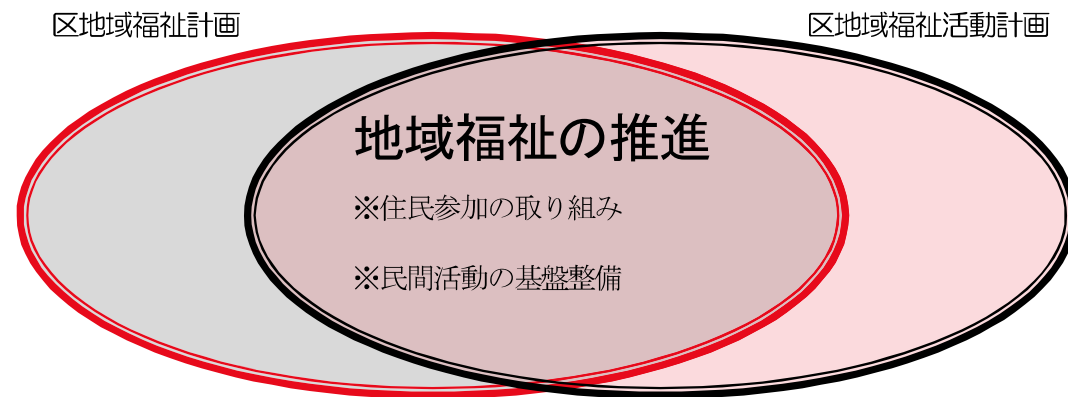
なお、これまで本市では市域が広く、地域によって実情が異なることから住民にとって身近な行政主体である区ごとに地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定してきました。より一層地域福祉推進に取り組んでいくため、この度の見直しで行政区ごとの計画に加え、各区計画を統括する市地域福祉計画を新たに作成しました。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあり、区ごとに一体で策定しました。



3 計画の期間

この計画の期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4 住民参加による計画策定

(1) 中央区地域健康福祉推進協議会

計画を策定するにあたり、中央区地域健康福祉推進協議会を設置しました。委員は地域住民組織代表者、民生委員児童委員代表者、社会福祉事業関係者、社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者、公募による者の計 19 名で構成し、平成 26 年 5 月から推進協議会を 5 回開催し、多方面から意見をいただきました。

(2) 新潟市の地域福祉に関するアンケート調査

市では、地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することにより、地域福祉計画策定の貴重な資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

(3) 地域福祉懇談会

中央区社会福祉協議会では、区内 24 の地区社会福祉協議会で各地区の特性を反映した「地域福祉活動計画」の作成に向け、地域福祉懇談会を開催しました。

(4) パブリックコメント

平成 26 年 12 月 22 日から 27 年 1 月 20 日までパブリックコメントを行い、計画案を公開し区民からの意見を募集しました。

※パブリックコメントとは、市の重要な政策形成の過程において施策の案を公表し、市民から広く意見の提出を求め、提出された意見の内容を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見を考慮した結果を公表する手続きをいいます。

(5) 地域福祉推進シンポジウム

中央区と中央区社会福祉協議会との共催で、地域福祉の推進における区民との連携・協働の必要性について、広く参加者と共有することを目的に平成 25 年 3 月 24 日と平成 26 年 3 月 16 日に「地域福祉推進シンポジウム」を開催しました。

1 基本理念

基本理念

一人ひとりがお互いに支えあい・助けあい、
誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らせる地域づくりを目指して、地域住民のつながりを再構築し、日頃から地域の活動に主体的に参加することにより支えあう体制を実現しようとするものです。

2 計画の目標

目標 1 支えあい、助けあう地域づくり

超高齢社会においては、地域で暮らす住民がお互いに支えあい、助けあう必要があります。多様な住民一人ひとりが、日頃からの隣近所との交流、安否確認や声かけを行うなど、住民が主体となり積極的に地域に関わり「支えあい、助けあう地域づくり」をすすめます。

目標 2 仲間づくりができる交流の場づくり

地域住民が身近な場所でいつでも気兼ねなく、介護や子育て、その他生活全般についての相談・情報交換ができ、年齢や障がいの有無に関わらず仲間づくりを行うことができる交流の場づくりをすすめます。

目標 3 いつでも気軽に相談できる仕組みづくり

健康や福祉に関する制度を分かりやすく伝えるとともに、支援を必要としながらも孤立・虐待・ひきこもりなどで福祉サービスの利用に結びついていない人の福祉サービスの利用を促進し、生きづらさを抱える多様な人々の権利を守るための支援の充実を図ります。

目標 4 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり

各種健（検）診や健康づくりに関する情報提供、食育の推進、身近な地域での運動機会の提供などにより住民の健康増進に努め、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせる地域づくりをすすめます。

目標 5 安心・安全に暮らせる地域づくり

誰もが快適に生活できるように公共施設の整備などにユニバーサルデザインの考えを取り入れ、市民の社会参加の促進と多世代の交流につなげるとともに、地域防災力の向上のため自治会・町内会の住民組織を母体とした自主防災組織の結成・育成を推進します。また、子どもや高齢者などを狙った犯罪に対する防犯対策を進め、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる地域づくりをすすめます。

3 施策の展開

基本理念

一人ひとりがお互いに支えあい・助けあい、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくり

目標 1 支えあい、助けあう地域づくり

- 1 地域のつながりを広げよう
- 2 できる取り組みから、地域で福祉の輪を広げていこう
- 3 地域の住民だけでなく、事業者等へ参加の呼びかけを広げよう
- 4 地域で子どもの成長を支えよう



目標 2 仲間づくりができる交流の場づくり

- 1 高齢者の交流の場をつくろう
- 2 子育てを地域で支えあう交流の場をつくろう
- 3 障がいのある人との交流の場をつくろう
- 4 世代を超えた、地域交流の場をつくろう



目標 3 いつでも気軽に相談できる仕組みづくり

- 1 必要な人に必要な情報を伝えよう
- 2 利用者の権利を守ろう
- 3 生活困窮者の自立を支援しましょう



目標 4 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり

- 1 自分の生活習慣を見直し、健康の保持・増進に努めよう
- 2 健康づくりへの意識啓発と予防活動をすすめましょう



目標 5 安心・安全に暮らせる地域づくり

- 1 災害時要援護者と支援者の顔が見える関係をつくりましょう
- 2 防犯・防災体制をつくろう
- 3 誰もが安心して生活できる地域にしましょう



1 地域福祉懇談会

7月14日と9月29日に中央区社会福祉協議会の地区社会福祉協議会ごとの「地域福祉活動計画」作成に向け、地域福祉懇談会を開催しました。

地区社会福祉協議会の代表者とコミュニティ協議会の役員、地区民生委員・児童委員が参加し『目指す方向・目標の設定』、『今後取り組む行動と工夫』と題して、話し合いを行いました。それぞれの地区での特徴的な意見、多くの地区で共通した意見、課題解決に向けた考えなど、参加者から多くの意見が出され、活発な話し合いが行われました。

また、1回目と2回目の地域福祉懇談会の中に中央区社会福祉協議会では、『地域の良くしたいところ・良いところ』として「現在実施している活動」や「抱えている課題」などの聞き取り調査（ヒアリング）を行いました。

2 地域福祉活動計画の「目標(6年後の姿)」と「目標達成の取り組み」

中央区地域健康福祉計画の基本理念「一人ひとりがお互いに支えあい・助けあい、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくり」を実現するため、地域の現状と課題を整理し、自治会・町内会をはじめとする地域団体などと協働して行う活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定しました。

主な目標と目標達成の取り組みは、下記のとおりです。

【目標（6年後の姿）】	【目標達成の取り組み】
1 支えあい・助けあい <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の住民同士が語り合え、自然と助け合いができるまち ・声かけ、挨拶をして皆が知り合える安心して暮らせるまち ・活気のある住んでいてよかったと思えるまち 	1 相互理解、人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶運動を地域あげて大人も子どもも取り組む。 ・向こう三軒両隣の気持ちで地域を見守る。 ・緊急医療情報キットを介した継続的な見守りを進める。 ・回覧板を活用して一声かける。 ・自治町内会の中で地域について一緒に考えてくれる人や後継者を増やす。
2 交流の場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間を増やし、若い人も高齢者も交流・相談できるまち ・顔・こころ（気持ち）がつながり、孤独死のない地域 ・マンション住民との交流のできるまち 	2 多世代交流 <ul style="list-style-type: none"> ・お祭りやラジオ体操等、人が集まる場を活かして多世代交流の場を作る。 ・各自治会で行っている子ども向けの行事を大切に、校区内の子どもたちが行き来できるようにする。 ・地域の茶の間・子育てサロンを活用して交流の場をつくる。 ・40～50代（小中学校の保護者など）参加が増えるような気軽に参加できる行事を行う。 ・中高生や高齢者に行事の企画から関わってもらう。
3 活動場所 <ul style="list-style-type: none"> ・あいている土地・家を活用できるまち ・身近な地域に交流のできる場所があるまちづくり 	3 居場所（ふれあいの場）・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・今使える活動拠点の積極的な活用法を考える。 ・空き家を活用して集会所をつくる。 ・あまり活用されていない公園を健康づくりの場として利用する。

4 健康 <ul style="list-style-type: none"> ・健康を保てるまち、病気の人に声をかけれるまち ・高齢者の力が発揮できるまち ・元気で長生き、子どもたちも明るく元気に育つまち 	4 健康維持・介護予防 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムについて、モデル地区を参考に導入する。 ・健康に関する研修会等を実施する。 ・人が集まったら体操を合言葉にし、介護予防を促進する。
5 安心・安全 <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の子育てにも配慮のある誰もが安心・安全な地域 ・災害時にみんなで助け合う体制づくりがあるまち 	5 安心・安全 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練に積極的に参加できるよう呼びかける。 ・防犯防災に関する催し物を企画、開催する。 ・助けてほしい人と助けたい人をつなぐ仕組みを地域で作る。 ・日頃から、交番や学校と連携し、コミュニケーションをとれるようにする。
	6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・コミ協未加入自治会への加入を促進していく。 ・地元企業と継続的に連携していく。 ・配布物に社協の名前を大きく表す。